

第12条関係

文書等公開決定通知書

17碧高第99号  
平成17年6月27日

前本 好江 殿

碧南市長 永 島



平成17年6月22日付けで公開請求のありました文書等については、次のとおり公開することとしましたので、碧南市情報公開条例第12条第1項の規定により通知します。

文書等の名称又は内容		碧南市高齢者成年後見制度利用支援事業実施規程 平成16年度予算執行状況（差引簿） 成年後見制度に係る市長による審判請求件数等実績表	
公開を実施する日時及び場所	日 時	平成17年 月 日 時	
	場 所	下記の公開に要する郵送代の郵便切手の到達確認及び費用の納付確認後郵送	
公開の実施の方法		写しの交付	
公開に要する費用の額		1 写しに要する費用	70円
		2 写しの送付に要する費用 郵便切手	90円分
担 当 課 等		碧南市役所福祉部高齢介護課 内線 341	

- 注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の公開場所までお越しください。  
2 当日ご都合が悪い場合は、あらかじめ担当課等までご連絡ください。

第12条関係

文書等一部公開決定通知書

17碧高第98号  
平成17年6月27日

前本 好江 殿

碧南市長 永島 卓



平成17年6月22日付けで公開請求のありました文書等については、次のとおり一部を公開することとしましたので、碧南市情報公開条例第12条第1項の規定により通知します。

文書等の名称又は内容		平成17年度事業別現計予算書
公開を実施する 日時及び場所	日 時	平成17年 月 日 時
	場 所	下記の公開に要する郵送代の郵便切手の到達確認及び費用の納付確認後郵送
公開の実施の方法		写しの交付
公開に要する費用の額		1 写しに要する費用 10円 2 写しの送付に要する費用 郵便切手 円分
公開しないこととした部分		個人名
公開しないこと とした根拠規定 及び当該規定を 適用する理由	根拠規定	碧南市情報公開条例第7条第1号に該当
	理 由	個人に関する情報であって特定個人を識別でき、個人の権利、利益を害するおそれがあるため。
公開が可能となる時期（あらかじめ明らかにできる場合にのみ記入）		年 月 日以後。ただし、文書等の公開を希望する場合は、改めて公開請求をしてください。
担 当 課 等		碧南市役所福祉部高齢介護課 内線 341

- 注1 当日は、この通知書を持参の上、上記の公開場所までお越しください。  
 2 当日ご都合が悪い場合は、あらかじめ担当課等までご連絡ください。  
 3 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、碧南市長に対し異議申立てをすることができます。  
 4 上記3にかかわらず、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、碧南市を被告としてこの処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記3の異議申立てをした場合は、処分取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

事 務 連 絡

平成17年6月27日

前本 好江 殿

碧南市福祉部高齢介護課

郵便切手の送付及び写しに要する費用の納付確認について

公開文書の郵送代として90円分の郵便切手をご送付ください。すべての公開文書を送付する費用として90円分の切手が必要です。

また、同封しました領収済通知書（納付書）により、写しに要する費用を納付ください。領収済通知書（納付書）は、すべての公開文書に対する写しの費用を合算しております。

郵便切手到達確認及び納入通知書兼領収証書の郵送、ファクシミリによる送信、若しくは納付先金融機関等からの通知に基づく市役所での納付確認ができましたら公開文書を送付させていただきます。

連絡先：碧南市役所高齢介護課高齢係

担当 山本 貴史

電話 0566-41-3311（内線 342）

FAX 0566-48-2940